

協議第4号

地方税の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	10 地方税の取扱い
<p>1 <u>2町村</u>で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期</u>については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(2) <u>法人町民税の減免</u>については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(3) <u>特別土地保有税の免税点</u>については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(4) <u>入湯税</u>については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>ただし、<u>課税免除</u>については、<u>合併時に再編する。</u></p> <p>2 <u>申告受付</u>については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

「協議第4号 地方税の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	10 地方税の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>3 町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、<u>合併時まで調整する。</u></p> <p>2 個人町民税の減免については、<u>幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>3 法人町民税の減免については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>4 鉱産税については、<u>幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>5 特別土地保有税の免税点については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>6 入湯税については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>ただし、課税免除については、<u>合併時に再編する。</u></p> <p>7 申告受付については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>	<p>1 2 町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(2) 法人町民税の減免については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(3) 特別土地保有税の免税点については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p> <p>(4) 入湯税については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>ただし、課税免除については、<u>合併時に再編する。</u></p> <p>2 申告受付については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
個人町村民税	<p>(1) 税率 2町村ともに標準税率を適用 均等割 3,000円 所得割 200万円以下 3/100 200万円を超える金額 8/100 700万円を超える金額 10/100 特別減税 所得割の15%(4万円限度)</p> <p>(2) 減免 生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者 又はこれに準ずると認められる者 学生及び生徒 前各号に掲げるもののほか特別の事情がある者</p> <p>(3) 納期 普通徴収 第1期 6月16日～同月30日まで 第2期 8月16日～同月31日まで 第3期 10月16日～同月31日まで 第4期 12月1日～同月25日まで 特別徴収 月割額(6月から翌年5月まで) を翌月10日まで</p>	<p>(3) 納期 普通徴収 第1期 6月1日～同月30日まで 第2期 8月1日～同月31日まで  特別徴収 月割額(6月から翌年5月まで) を翌月10日まで</p>	<p>個人町民税の税率については、<u>現行のとおり標準税率とする。</u> <u>減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</u> <u>普通徴収の納期については、4期制とし、各期の納期は、合併時までに調整する。</u> 納期 第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。<u>ただし、普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u>  納期 第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで</p>

区分	現況			調整の具体的内容			
	幕別町	忠類村		決定済	再提案		
法人町村民税	(1) 税率 2町村ともに制限税率を適用			法人町民税の税率については、現行のとおり制限税率とする。 減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。			
	区分	法人等の区分				税率(年額:円)	
	法人税割率					従業員 50人超	従業員 50人超
	均等割	資本金等の金額が50億円超				100分の14.7	
		資本金等の金額が10億円超50億円以下				3,600,000	
		資本金等の金額が10億円超				2,100,000	
		資本金等の金額が1億円超10億円以下					492,000
		資本金等の金額が1千万円超1億円以下				480,000	192,000
		資本金等の金額が1千万円以下				180,000	156,000
		上記以外				144,000	
		60,000					
(2) 減免 第34条の公益法人 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(収益事業を行うものを除く) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を行うものを除く) 前各号に掲げるもののほか特別の事由がある者。		(2) 減免 法第34条の公益法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 前各号に掲げる者のほか特別の事由がある者					

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
固定資産税	(1) 税率 2町村ともに標準税率の1.4%を適用 (2) 納期 第1期 6月16日～同月30日まで 第2期 8月16日～同月31日まで 第3期 10月16日～同月31日まで 第4期 12月1日～同月25日まで	(2) 納期 第1期 9月1日～同月30日まで 第2期 11月1日～同月30日まで	固定資産税の税率は、 <u>標準税率とする。</u> 納期については、 <u>4期制とし、各期の納期は、合併時までに調整する。</u> 納期 第1期 6月16日 ~同月30日まで 第2期 8月16日 ~同月31日まで 第3期 10月16日 ~同月31日まで 第4期 12月1日 ~同月25日まで	<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u> 納期 第1期 6月16日 ~同月30日まで 第2期 8月16日 ~同月31日まで 第3期 10月16日 ~同月31日まで 第4期 12月1日 ~同月25日まで

区分	現況		調整の具体的内容		
	幕別町	忠類村	決定済	再提案	
軽自動車税	(1) 税率 2町村ともに標準税率を適用		軽自動車税の税率については、 <u>現行のとおり標準税率とする。</u> 納期については、 <u>合併時まで調整する。</u>  納期 6月16日 ~ 同月30日まで	<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u> <u>ただし、納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</u>  納期 6月16日 ~ 同月30日まで	
	区分				年税額 (円)
	原動機付自転車	二輪のもので総排気量0.05 L 以下又は定格出力0.6Kw以下			1,000
		二輪のもので総排気量0.05 L 超0.09 L 以下、又は、定格出力0.6Kw超0.8Kw以下			1,200
		二輪のもので総排気量0.09 L 超又は定格出力0.8Kw超			1,600
		三輪以上のもので総排気量0.02 L 超又は、定格出力0.25Kw超			2,500
	軽自動車	二輪のもの(側車付のものを含む)			2,400
		三輪のもの			3,100
		四輪以上のもの 乗用 営業用			5,500
		四輪以上のもの 乗用 自家用			7,200
		四輪以上のもの 貨物用 営業用			3,000
		四輪以上のもの 貨物用 自家用			4,000
		専ら雪上を走行するもの			2,400
	小型特殊自動車	小型特殊自動車 農耕作業用のもの			1,600
小型特殊自動車 その他のもの		4,700			
二輪の小型自動車		4,000			
(2) 納期 6月16日~同月30日まで		(2) 納期 5月1日~同月31日まで			

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
入湯税	<p>(1) 税率</p> <p>一般入湯客</p> <p>宿 泊 150円</p> <p>日帰り 70円</p> <p>修学旅行の学生生徒</p> <p>宿 泊 100円</p> <p>日帰り 50円</p> <p>湯治客</p> <p>(療養のため7日以上宿泊するもの) 100円</p> <p>(2) 課税免除</p> <p>12歳未満の者</p> <p>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>保健衛生上の見地から単に入湯する者</p> <p>(3) 納付方法</p> <p>毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額等を町(村)長に申告納付する。</p>	<p>(1) 税率</p> <p>一般入湯客</p> <p>宿 泊 150円</p> <p>日帰り 70円</p> <p>(2) 課税免除</p> <p>12歳未満の者</p> <p>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>村長が、特に必要と認めた者</p>	<p>入湯税の税率については、幕別町の例により合併時に統合する。</p> <p>課税免除については、次のとおり合併時に再編する。</p> <p>12歳未満の者</p> <p>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p><u>地域住民の福祉の向上を図るため、もっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者</u></p> <p>__保健衛生上の見地から単に入湯する者</p> <p>__前各号に定めるもののほか特別な事由があると認めた者</p>	<p>幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、次のとおり合併時に再編する。</p> <p>12歳未満の者</p> <p>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>__保健衛生上の見地から単に入湯する者</p> <p>__前各号に定めるもののほか特別な事由があると認めた者</p>